

## <お知らせ>

処遇改善加算・特定処遇改善加算を算定している事業所を  
年度途中で廃止する場合、廃止届と併せて、変更の手続き  
及び実績報告書の提出が必要となります

### 【変更の手続き】

長寿社会課あて、廃止する日の前々月末日までに、計画書  
の変更に係る届出書（原則メール）を提出  
kaigo.shoguukaizenkasan@pref.yamaguchi.lg.jp

※提出期限を過ぎている場合は、速やかに提出してください

### 【実績報告書】

- 賃金改善を事業所単位で行っており、年度途中でその事業所を廃止する場合
- 賃金改善を法人単位で行っており、年度途中でその全部の事業所を廃止する場合

➡長寿社会課あてに最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、実績報告書（原則メール）を提出

※賃金改善を法人単位で行っており、年度途中でその一部の事業所を廃止する場合は、その時点では提出の必要はありません（他の事業所と併せ、翌年度の7月末までに提出してください）

様式は、「かいごへるぷやまぐち」➡「お知らせ」➡  
「【重要】令和8年度の介護職員等処遇改善加算等に係る届出について」に掲載しています  
記載方法等不明な場合については、長寿社会課  
(083-933-2774) までお問い合わせください